

参 考 資 料

【直近の例】

- サンデン交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案に関する答申（平成24年2月23日）・・・1

【一つの諮問に対して、答申書を分けた例】

- 国自旅第253号 諮問書（平成20年11月18日）・・・4
- 株式会社琉球バス交通の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案に関する答申（平成20年12月9日）・・・5
- 沖縄バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案に関する答申（平成20年12月9日）・・・7
- 山交バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案に関する答申（平成20年12月9日） ※鑑のみ
・・・9
- 弘南バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案に関する答申（平成20年12月9日） ※鑑のみ
・・・10
- 新潟交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案に関する答申（平成20年12月9日） ※鑑のみ
・・・11
- 越後交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案に関する答申（平成20年12月9日） ※鑑のみ
・・・12

国 運 審 第 3 1 号
平成 2 4 年 2 月 2 3 日

国土交通大臣 前田 武志 殿

運輸審議会会長 大屋 則之

答 申 書

サンデン交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平 2 4 第 5 0 0 1 号

平成 2 4 年 2 月 2 日付け国自旅第 1 4 1 号をもって諮問された上記の
事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

サンデン交通株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

(1) 下関市内の特定路線

半区190円、1区210円、2区240円、以後1区増す毎に20円加算の特殊区間制運賃とする。

(2) その他の路線

キロ当たり賃率45円30銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.8倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.7倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.6倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、180円とする。

理 由

1. 申請者は、平成9年4月22日から現行運賃を実施しているものであるが、その後、輸送需要の減少及び燃料費の上昇傾向等により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請を行ったものである。
2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成24年度の収支状況の見通しは、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は2,671百万円、適正な運送原価は3,070百万円と推定され、差引き400百万円の

損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は2, 885百万円となり、差引き186百万円の損失を生ずるものと見込まれる。

3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認める。

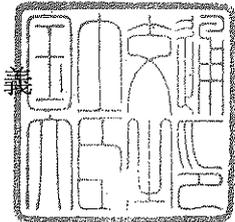


国自旅第 2 5 3 号
平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日

運 輸 審 議 会

会 長 竹 田 正 興 殿

国土交通大臣 金 子 一 義



諮 問 書

道路運送法第 8 8 条の 2 の規定により、下記申請に係る処分に関し、
諮問する。

記

平成 2 0 年 9 月 1 7 日付け琉交業発第 3 9 号による¹ 琉球バス交通、
平成 2 0 年 9 月 1 7 日付け沖バス発第 9 3 号による² 沖縄バス、平成
2 0 年 1 0 月 7 日付け山交発第 8 9 号による³ 山交バス、平成 2 0 年
1 0 月 9 日付け弘南発第 3 6 号による⁴ 弘南バス、平成 2 0 年 1 0 月
1 0 日付け新交乗第 4 2 号による⁵ 新潟交通及び平成 2 0 年 1 0 月 1
0 日付け越乗（乗）2 0 第 8 0 号による⁶ 越後交通からの一般乗合旅
客自動車運送事業の運賃の上限変更認可申請のうち普通旅客運賃に係
る部分。

国 運 審 第 3 0 号
平成 2 0 年 1 2 月 9 日

国土交通大臣 金子 一 義 殿

運輸審議会会長 竹 田 正 興

答 申 書

株式会社琉球バス交通の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平 2 0 第 5 0 0 2 号

平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日付け国自旅第 2 5 3 号をもって諮問された上
記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

株式会社琉球バス交通の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率 38 円 00 銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の 2 キロメートルまでの間についてはその 2 倍、10 キロメートルを超え 20 キロメートルまでの間についてはその 0.9 倍、20 キロメートルを超え 30 キロメートルまでの間についてはその 0.8 倍、30 キロメートルを超える部分についてはその 0.65 倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、160 円とする。

理 由

1. 申請者は、平成 10 年 6 月 1 日から現行運賃を実施しているものであるが、その後、輸送需要の減少及び燃料費の高騰等により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請に及んだものである。

2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成 21 年度の収支状況の見通しは、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は 2,388 百万円、適正な運送原価は 2,923 百万円と推定され、差引き 536 百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は 2,722 百万円となり、差引き 201 百万円の損失を生ずるものと見込まれる。

3. 以上により、本申請は、道路運送法第 9 条第 2 項の基準に適合するものと認める。

国 運 審 第 3 1 号
平成 2 0 年 1 2 月 9 日

国土交通大臣 金子 一 義 殿

運輸審議会会長 竹 田 正 興

答 申 書

沖縄バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平 2 0 第 5 0 0 3 号

平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日付け国自旅第 2 5 3 号をもって諮問された上
記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

沖縄バス株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率 37 円 50 銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の 2 キロメートルまでの間についてはその 2 倍、10 キロメートルを超え 20 キロメートルまでの間についてはその 0.9 倍、20 キロメートルを超え 30 キロメートルまでの間についてはその 0.8 倍、30 キロメートルを超える部分についてはその 0.65 倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、160 円とする。

理 由

1. 申請者は、平成 10 年 6 月 1 日から現行運賃を実施しているものであるが、その後、輸送需要の減少及び燃料費の高騰等により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請に及んだものである。
2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成 21 年度の収支状況の見通しは、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は 1,568 百万円、適正な運送原価は 2,099 百万円と推定され、差引き 532 百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は 1,780 百万円となり、差引き 320 百万円の損失を生ずるものと見込まれる。
3. 以上により、本申請は、道路運送法第 9 条第 2 項の基準に適合するものと認める。

国 運 審 第 3 2 号
平成 2 0 年 1 2 月 9 日

国土交通大臣 金子 一 義 殿

運輸審議会会長 竹 田 正 興

答 申 書

山交バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平 2 0 第 5 0 0 4 号

平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日付け国自旅第 2 5 3 号をもって諮問された上
記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

国 運 審 第 3 3 号
平成 2 0 年 1 2 月 9 日

国土交通大臣 金子 一 義 殿

運輸審議会会長 竹 田 正 興

答 申 書

弘南バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平 2 0 第 5 0 0 5 号

平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日付け国自旅第 2 5 3 号をもって諮問された上
記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

国 運 審 第 3 4 号
平成 2 0 年 1 2 月 9 日

国土交通大臣 金子 一 義 殿

運輸審議会会長 竹 田 正 興

答 申 書

新潟交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平 2 0 第 5 0 0 6 号

平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日付け国自旅第 2 5 3 号をもって諮問された上
記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

国 運 審 第 3 5 号
平成 2 0 年 1 2 月 9 日

国土交通大臣 金子 一 義 殿

運輸審議会会長 竹 田 正 興

答 申 書

越後交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平 2 0 第 5 0 0 7 号

平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日付け国自旅第 2 5 3 号をもって諮問された上
記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。